

墜落災害を防ぎましょう

作業場内自主点検実施要請

平成30年度に入ってから、渋谷労働基準監督署管内では非常に危険な墜落災害が続いています。

幸い、いずれも死亡災害には至らなかったものの、一步間違えれば被災者の命を落としかねない災害であったといえます。

これらの災害時の作業は、どこの現場でも行われているものであり、みなさまの現場でも起こりうる災害です。

そして、いずれも十分な安全対策を講じていれば防げたものでした。

つきましては、裏面を参考にさせていただき、作業場内の墜落災害防止の取り組みについて点検を実施していただきますようお願いいたします。

渋谷労働基準監督署長

左 賀 睦 之

渋谷労働基準監督署 管内災害事例

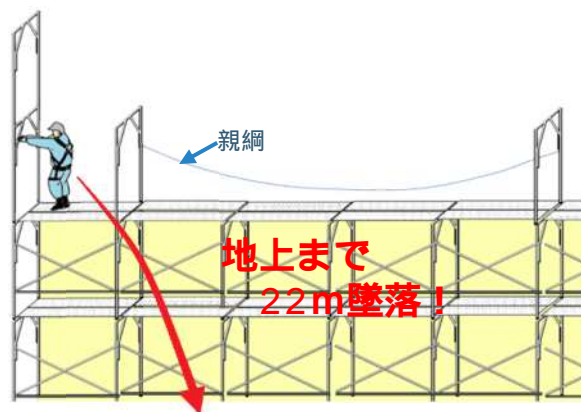
手すり等の取り外し手順の見直しや、
墜落制止用器具の適正使用によって防げた災害になります。

被災者：年齢 20歳代 職種 鳶工
休業程度 4か月（頭蓋底骨折、脳挫傷）

災害概要（右図）

足場解体作業中、端部の2段分の建杵を引き抜こうとしたところ、その反動で地上まで約22m墜落した。

作業箇所周辺には親綱が設置されていたものの、墜落制止用器具（いわゆるフルハーネス）を着用していたが使用していなかった。



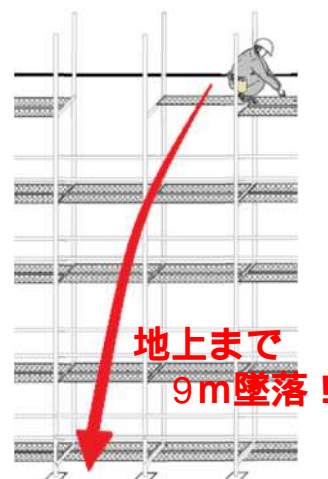
被災者：年齢 20歳代 職種 施工管理
休業程度 10日（肋骨骨折）

災害概要（右図）

躯体工事完了後、足場解体作業中において最上層に仮置きしていたウインチを運搬しようとしていたところ、解体作業に伴って作業床が撤去されたことによって生じた開口部から、地上まで約9m墜落した。

被災者は墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。

なお、墜落地点には網状の鉄筋及びベニヤ板が仮置きされていたため、これらがクッションの役割を果たし、重篤災害にはつながらなかった。



墜落災害防止にかかる自主点検

| | | |
|--------------------------|--------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | a. 作業床の設置 | 高さ2 m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | b. 手すり等の設置 | 高さ2 m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | c. 墜落制止用器具()の適正使用 | 梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なときには、作業床の高さに応じた墜落制止用器具を使用させましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | d. 踏み抜き防止措置 | スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | e. 足場からの墜落防止措置 | 足場には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | f. 足場の点検の実施 | 毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | g. 作業主任者の選任 | 高さ5 m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。 |
| <input type="checkbox"/> | h. 特別教育の実施 | <ul style="list-style-type: none">・足場の組立て・解体等の作業に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。・墜落制止用器具にかかる特別教育を実施しましょう(下記)。 |
| <input type="checkbox"/> | i. 安全衛生教育 | 労働者を雇い入れたとき及び定期的に、墜落制止用器具の不使用など不安全行動が生じないように、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。 |

実際に発生した墜落災害について原因を究明すると、大半が作業床や手すりの不備といったものになります。表面の災害事例でも、作業手順の調整不足により、作業床や手すりを先行して撤去してしまったものでした。作業の性質上、手すり等を先行することがやむを得なかったとしても、適正に墜落制止用器具を使用すれば防げた災害になります。

上記点検内容a~iは、極めて基本的な実施事項であります。大半の墜落災害はそれらを遵守することによって防げます。

ぜひとも現場内における自主的な点検を実施し、問題が認められた場合には速やかに改善いただき、墜落災害を発生させない作業環境整備をお願いします。

墜落制止用器具はフルハーネスを！

2019年2月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、安全帯の名称、使用制限及び構造等が全面的に改められました。経過措置(猶予期間)により、2022年1月1日まで現行の安全帯を使用することは可能ですが、安全・安心な作業のため、早い段階での買い換えをお願いします。

「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に変更されました。

「墜落制止用器具」は、「フルハーネス型」を使用することが原則です。

墜落高さが6.75m以下の場合、「胴ベルト型(1本つり)」を使用できます。

一般的な建設作業では5mを超える箇所からフルハーネス型の使用が推奨されます。

墜落制止用器具にかかる「安全衛生特別教育」が必要です。

高さが2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業にかかる業務。

詳しくは、厚生労働省HP等をご参照ください

墜落制止用器具

厚生労働省

検索